

## 観察期中止脱落症例の費用に関する覚書

西暦 年 月 日付けで自治医科大学附属病院（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）が交換した製造販売後臨床試験費用に  
関する覚書第1条第6項に規定する製造販売後臨床試験費用について、下記のとおり締結する。

## 記

- 1 医薬品名
- 2 製造販売後臨床試験課題名

第1条 同意取得時から試験薬投与開始に至らなかった観察期中止脱落症例の費用について、被験者  
1症例につき次のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(1) 研究費	1症例につき 30,000円	30,000 円
	(2) 管理経費	(1) × 35%	10,500円
間接費用	(3) 試験に係る 間接費用	((1) + (2)) × 30%	12,150円
合 計			52,650円

第2条 甲は、同意取得後、試験薬投与開始に至らなかった症例数に基づき積算し、四半期毎に一括  
して乙に請求する。乙は、その金額を次の方法により速やかに甲へ支払うものとする。

- (1) 支払期限 甲から乙に対して請求のあった翌月の20日まで支払期限
- (2) 甲の指定する銀行口座

銀行名 足利銀行 自治医大出張所  
口座名義 自治医科大学附属病院  
口座番号 普通預金 1153

